

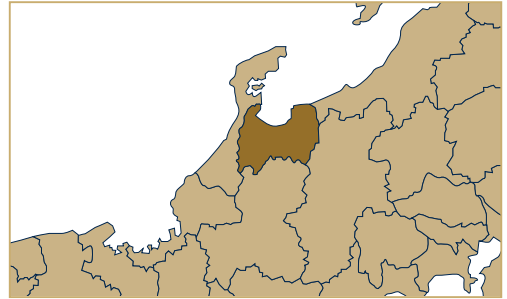
富山県

土木部建築住宅課

石井 威（都市整備局）

藤本 一真（都市整備局）

秦 雅通（都市整備局）



石井 威（都市整備局／派遣期間：令和6年7月1日～8月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的、内容、規模等）

土木部には本庁組織として9課、また、土木センター4（支所として土木事務所4）、ダム管理事務所7、港事務所3など、合わせて18の出先機関と立山カルデラ砂防博物館が設置されている。部の基本方針として、「活力あふれる地域づくり」、「美しい県土づくり」、「安全・安心な暮らしづくり」の3つの基本政策と、それらを支える「地域を支える建設業の振興」の4つの政策により、道路・港湾等の整備、河川・砂防・海岸等の県土保全対策、住宅・公園・下水道等の生活基盤施設の整備など良質な社会資本の整備を進めている。

派遣先の建築住宅課は建築職が主体の30人程の本庁組織で5つの係で構成され、配属された住みよいまちづくりは、業務内容が、市街地再開発、開発行為の許可、空き家対策等多岐に渡っている。

令和6年能登半島地震による液状化被害を受け、私その他、静岡県や県の他部署からも応援職員が派遣され、液状化被害からの復興・復旧に向けた業務を行っている。



派遣先（県防災危機管理センター）

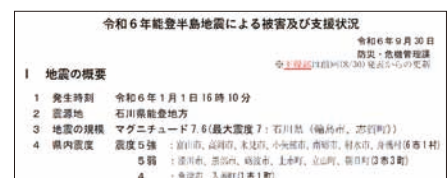


土木部の基本方針

派遣業務及び家屋被害の概要

私は、主に液状化被害を受けた被災市（氷見市他全5市）が実施する対策工法の相談受付や情報提供、被災市への支援策の説明会の開催や問い合わせ対応、国も入れた勉強会の開催等に従事した。

発災時の県の震度は5強で、液状化等による家屋被害は、現時点で2万棟以上に上る。県職員に聞くと、これまでは地震により大きな被害をあまり受けたことがないとのことであった。



令和6年能登半島地震の概要（富山県）

液状化対策

派遣を通じて得られた知見、印象的なエピソードや今後の都政に活かしたいこと

①事前対策の重要性

液状化による建物等の被害は、外観からは確認できなくても、建物の傾きや一部破損及び道路・下水道等のインフラなど建物等の内側に大きな被害もあることを確認した。この影響等から、住民は、みなし仮設住宅や市外へ移転し、閉店を余儀なくされた店も散在し、まち全体が閑散として活気が失われている状況が見受けられた。このことから、液状化被害が与える影響や事前対策の重要性を実感し、今後、都でも事前対策が進むよう更に周知・啓発していく必要があると認識した。

②日頃からまちづくりに対するイメージを持つことの重要性

復興・復旧に際しての被災市の課題は人員不足であり、その影響等から現場は復旧が優先され、復興に向けたまちづくりの検討は、ほぼ後回しとされていることが確認できた。災害は新たなまちづくりを行う一つの契機となり得る。発災後に一刻も早い復興に繋げるためには、地元自治体職員等の関係者が、日頃から将来のまちづくりに対するイメージを持つことや、訓練等を活用した復興まちづくりの体制や手順等の事前確認・検討が大事であることを、強く認識した。

③新たな知見の取得（液状化対策の工法検討、復興に係る支援策、進め方等）

私は被災市が実施した有識者による液状化対策工法の検討会議へ参画し、そこでの議論を通じて、対策地区の選定方法や対策工法等について、国のガイダンスに掲載されていない新たな知見を得ることが出来た。また、国・県・被災市連携のもと数多くの意見交換を実施したが、支援策（国事業：宅地液状化防止事業、県事業：宅地液状化等復旧支援事業他）の活用に当たっての課題の他、復興における関係部署の役割分担や進め方等について、現場で体感し、習得できたことは大きな経験となった。これらについては今後の業務や、首都直下地震時の対応の際に活用していきたい。



液状化による被害の状況
（左：氷見市栄町新道地区、右：高岡市吉久地区）



公費解体の状況（氷見市栄町新道地区）

藤本 一真（都市整備局／派遣期間：令和6年9月1日～11月30日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的、内容、規模等）

富山県は、明治16年に石川県から分県・誕生したのち、平成の大合併により、現在は15市町村（10市4町1村）で構成され、3,000m級の山々が連なる立山連峰から水深1,000mを超える富山湾に至るまで、高低差4,000mのダイナミックで変化に富んだ地形を有しています。

また、度重なる河川氾濫等の水害から暮らしを守るため、古くから堤防の構築や河川の改修を実施するなど、治水の歴史が、県の発展の礎となっています。

なお、石川県からの分県も、治水事業がきっかけです。

土木部は、本庁組織9課、18の出先機関で構成され、「河川、海岸、砂防の県土保全」や「道路、港湾、都市、公園、下水道の生活基盤などの社会資本整備」等、災害に強い強靱な県土整備に向け取組を進めています。

また、配属となった土木部建築住宅課は、市街地再開発、開発行為の許可、空き家対策等、建築職が主体の部署であり、「個性あるまちなみの創出や地震対策」、「循環型社会・少子高齢化社会への適応」、「住宅の長寿命化」等、自然や環境と共存できる快適で良質な住まいづくりを目指し、日々業務にあたっています。

さらに、課で少数派である土木職（私を含め3人）は、「令和6年能登半島地震による液状化被害からの復旧・復興に向けた各市への支援」や「盛土規制法改正に伴う規制区域の指定」等を行っています。



1.富山県庁舎本館（国の登録有形文化財）



2.富山県市町村図（10市4町1村）



3.大正8年富山県により建設された湯川第1号砂防堰堤（北陸地整HPより）



4.大正11年の豪雨災害で破壊された湯川第1号砂防堰堤（北陸地整HPより）

派遣当初の状況

生涯初の富山県に到着した9月1日は、駅前に人通りも多く、本当に震災の影響があるのかと疑問に思ったことを覚えています。

着任後は、液状化被害のあった地域へ早々に調査に向かいましたが、倒壊した建物は少ないものの、至る所で「建物の傾斜」や「道路の隆起」が見られ、応急危険度判定による「危険」ステッカーが、多くの住家に表示されていました。人がいない閑散とした町は、活気が感じられず、能登半島地震の被害の深刻さを物語っていました。

富山県の地震による影響は、主に富山湾に面した地域に集中し、県全体では、液状化等による住家被害が約2万棟、公共インフラ等の被災は3,000箇所に上ります。

派遣当初の県庁内は比較的落ち着いており、公共インフラの災害査定や被災者に対する各種支援を粛々と行っていました。



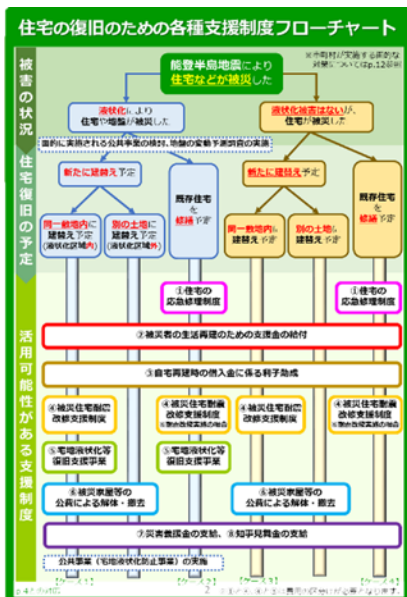
5.能登半島地震による富山県の被災状況
(令和6年度能登半島地震富山県復旧・復興本部員会議資料抜粋)



6.高岡市横田地区被災状況



7.氷見市栄町地区被災状況



8.富山県 住宅・宅地復旧パンフレット（宅地液状化復旧支援事業（県事業）抜粋）

派遣者自身が担当した業務概要

液状化被害を受けた被災市（富山市、高岡市、射水市、氷見市、滑川市）が実施する「宅地液状化等復旧支援事業（県事業）」の相談対応や実績数の把握、面的整備である「宅地液状化防止事業（国事業）」の検討に対する市への技術支援等を行いました。また、事業実施に対して、各市が抱える課題の集約や国からの情報提供等、国と被災市との繋ぎ役を担っていました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

液状化対策の実施主体は被災市であり、検討の進め方や内容、事業実施の可否は各市に委ねられます。市は、財政状況や人員の制約がある中、「宅地液状化等復旧支援事業（県事業）」の実施や「宅地液状化防止事業（国事業）」に向けた検討を行っています。また、国事業実施には、「住民合意」が前提となることから、数回にわたり住民説明会を実施するなど、市職員の業務が多岐に渡り、過度な負担となっています。

このような状況から、県は各市の検討の進捗や課題を把握し、できる限りのサポートを考えておりましたが、情報共有等の打合せを行うことも時間的に難しく、県と市でコミュニケーションが取りづらい状況となっていました。

そのため、市の負担とならないよう、進捗状況を確認できる資料様式を県が作成し、日頃の電話連絡やメールにてヒアリングした情報をまとめ、月1回程度、市にフィードバックするなど、円滑な情報共有を図りました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

被災市においては、対応する担当職員が圧倒的に少なく、庁内説明を行うにも資料を作成する時間が取れない状況とのことでした。

そのため、県でまとめた資料を参考に庁内説明等ができるようになったと連絡を受けたときは、微力ながらも派遣職員として役に立つことができたと感じました。

また、盛土規制法改正に伴う説明会の資料やパンフレット等、業務のメインではないですが、時間を要するため後回しになっている資料の作成は喜んでいただけました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

令和6年能登半島地震から1年を経過しようとしています。公費解体がようやく進み始めた段階であり、復興と呼べる状態になるには、まだ遠い先の事のように感じます。

しかし、復旧・復興ロードマップに示された令和8年度を目指し、富山県の復旧・復興は着実に進んでおります。

まずは、被災された方々の生活を取り戻すための「個々の住」を確保（復旧）し、今後は、住み続けるための「安全な地域」を整備（復興）するため、時間が掛かったとしても歩みを止めないことが重要になります。

そのためには、「被災地域」や「地域に近い市町村」との対話を続け、共通の目標に向かい、足並みを揃え進めていかなければならないと改めて認識しました。

3か月という短期間ではありましたが、「被災地派遣」という新たな経験は、「液状化対策」や「盛土規制法」等の技術的な知見を深めるだけでなく、事業を進めるにあたっての県や市の「役割や考え方」も学ぶことができ、今後の都政業務に活かしていきたいと考えています。

液状化対策

職員派遣（東日本大震災）

職員派遣（令和6年能登半島地震等）

職員派遣（令和6年7月25日からの大雨）

現地事務所等

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	＜特記事項＞	担当課
⑤ 宅地液状化の被災状況把握及び宅地液状化対策の推進	被災状況の把握	必要に応じて情報収集を継続	必要に応じて検討		R6.3.22 宅地液状化の被害を踏まえ、支援メニュー拡充 R6.5.31 液状化対策にかかる単独事業について、特別交付税措置（措置率0.8）	建築住宅課
⑥ 住宅耐震化支援の推進（被災住宅）		住宅耐震化支援制度の活用促進及び普及啓発	必要に応じて検討			建築住宅課
⑦ 災害公営住宅建設の技術的支援	市町村による必要性検討等への支援	市町村による災害公営住宅建設への技術的支援				建築住宅課

9.令和6年能登半島地震に係る富山県復旧・復旧ロードマップ（宅地液状化対策の推進抜粋）



10.射水市港町地区公費解体状況



11.射水市港町地区公費解体状況

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

再液状化被害の抑制を目的とした面的整備である「宅地液状化防止事業（国事業）」については、地盤調査、実証実験、モニタリング等の様々な検討工程を経て実施する必要がある、工事着手まで数年を要します。着手までの期間は、被災者に負担を強いることになり、地域経済の停滞や人口流出が懸念されます。実際に富山県では、地震後に約3割が空き家となった地域もあります。

このことから、災害発生を事前に想定し、早期の復興に着手するための「復興事前準備」の取組が重要であると改めて実感しました。

東京都においては、「首都直下地震」や「南海トラフ地震」等、大規模な地震災害により、広範囲にわたる液状化被害が予想されています。

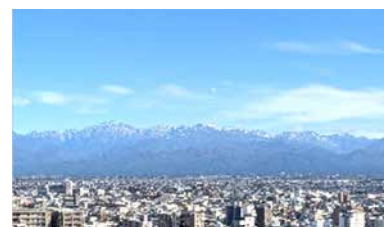
そのため、予測される被害範囲において、事前に液状化の判定や対策工法を検討しておくことで、被害を受けたとしても復興のフェーズに迅速に移行できるのではないかと、そのためには、今以上に被災地の状況を情報発信し、「事前復興」に関する行政や地域の気運を醸成していくことが必要ではないかと考えています。

最後に、富山県での業務にあたり、ご指導、ご支援をいただいた県職員・市職員の皆様、派遣期間中の業務を補っていただいた防災都市づくり課の皆様には厚く御礼申し上げます。

富山県は本当に良いところですよ。皆様是非、行ってみてください。「寿司といえば、富山」です。



12.富山県ブランディングプロジェクト（富山県HPより）



13.富山市役所展望台からの眺望



14.富山城（神通川に浮かぶ浮城）

秦 雅通（都市整備局／派遣期間：令和6年12月1日～令和7年1月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

現在の富山県のある地域は今から約1300年前、「越（高志・古志）の国」（こしのくに）と呼ばれていた。7世紀末に越前国・越中国・越後国の3つに分かれ、越中国の国府は現在の高岡市伏木に置かれた。8世紀中頃、越中国から能登地方が分かれ、今の富山県の県域と同じになった。その後、平安・鎌倉時代を経て、江戸時代初期に加賀藩三代藩主前田利常の次男、前田利次が加賀藩より10万石を分与され富山藩が成立した。明治時代に入り、幾度かの県域変更を経て、明治16年5月に現在の富山県が生まれ現在に至っている。

富山県は、南北にのびる日本列島のほぼ中心、本州の中央北部に位置しており、東・南・西の三方を山々に囲まれ、富山湾を抱くように平野が広がり、富山市を中心に半径50キロメートルというまとまりのよい地形が特徴の県である。人口は999,476人（R6.4. 1 現在）で、10市4町1村からなる広域自治体である。

富山県の行政機構は知事部局6局6部からなり、富山県の社会資本整備の中核をなす土木部は本庁組織9課、18の出先機関で構成されている。富山県土木部は、基本方針として「活力あふれる地域づくり」「美しい県土づくり」「安全・安心な暮らしづくり」を掲げ、特に災害関連においては、「防災・減災、災害に強い県土づくり」の実現のため、様々な取り組みを行っている。富山県土木部は、富山県の防災、危機管理の中核施設である「富山県防災危機管理センター」内の6階から8階にあり、災害時においても危機管理部門との速やかな連携が図られるよう、有事への態勢が整えられている。

富山県土木部建築住宅課は、管理係、建築指導係、住宅係、景観係、住みよいまちづくり係の5係32名で構成され、「個性あるまちなみの創出」「地震対策」「循環型社会・少子高齢化社会への適応」「住宅の長寿



旧越中国府（高岡市伏木）推定図
（高岡市博物館より）



富山県の位置
（とやまの土木令和6年度版より抜粋）



富山県本庁舎
（後ろは富山県防災危機管理センター）



富山県防災危機管理センター
（中央黒い建物）（富山県HPより抜粋）

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等） 液状化対策

命化”等の新しい課題にも対応した住まいづくりの促進に向け取り組んでいる。

私の所属した住みよいまちづくり係は、管理職1名、建築職4名、土木職2名、嘱託職員1名の8名で構成され、開発行為の許可、市街地再開発、バリアフリー法、被災宅地危険度判定、空き家対策、低炭素建築物、盛土規制法、液状化対策等を担当している。

本派遣における支援目的である液状化対策については、土木職員2名と協力しながら業務を遂行した。

派遣当初の状況（令和6年度能登半島地震における富山県の被害状況）

令和6年1月1日発生した石川県能登地方の深さ16km（暫定値）を震源とするマグニチュード7.6（最大震度7（輪島市、志賀町））の地震は、石川県能登半島に甚大な被害を及ぼした。富山県においても6市1村で震度5強、3市3町で震度5弱、1市1町で震度4を記録し、令和6年11月29日時点で死者・負傷者56名、住家被害22,429戸、県管理公共土木施設災害復旧箇所120箇所（道路48、橋梁3、河川28、砂防1、港湾32、公園3、下水道3、県営住宅2）の被害が生じており、県を挙げて復旧・復興に取り組んでいる。



令和6年能登半島地震による被害及び支援状況（富山県HPより）

派遣者が自身が担当した業務概要

令和6年度能登半島地震による県内被害は甚大かつ多岐にわたっており、一刻も早い復旧・復興に向け様々な施策に取り組んでいる。富山県は復旧・復興に向け「Ⅰくらし・生活の再建」「Ⅱ公共インフラ等の復旧」「Ⅲ地域産業の再生」「Ⅳ北陸の復興に向けた連携」の4つの柱を掲げており、本業務は「Ⅰくらし・生活の再建 1住宅の復旧・復興」メニューの「⑤宅地液状化の被災状況把握及び宅地液状化対策の推進」を担当するものである。

復旧・復興に向けた4つの柱と対応項目			
Ⅰくらし・生活の再建	1 住宅の復旧・復興	Ⅲ地域産業の再生	14 中小企業等の産業支援
	2 被災者の生活支援		15 地域経済の復興
	3 災害廃棄物処理支援		16 観光関連産業の支援
	4 医療・福祉提供体制の構築支援		17 農林水産業施設の復旧と経営支援【再掲】
	5 被災者の健康管理	Ⅳ北陸全体の復興に向けた連携	18 広域避難者の生活再建への支援
	6 被災市町村への応援		19 石川県での各活動の支援
	7 被災地の防災対策の強化		20 地域経済の復興【再掲】
Ⅱ公共インフラ等の復旧	8 公共土木施設の復旧		21 北陸地域の観光復興に向けた連携
	9 水道の復旧	Ⅴ被災市町村の復興に向けた連携	
	10 交通インフラの復旧		
	11 農林水産業施設の復旧と経営支援		
	12 文教施設・文化財の復旧		
	13 県庁施設の復旧等		

復旧・復興に向けた4つの柱と対応項目（令和6年能登半島地震に係る富山県復旧・復興ロードマップより抜粋）



液状化対策ロードマップ（令和6年能登半島地震に係る富山県復旧・復興ロードマップより抜粋）

現在、富山県と国は液状化被害を受けた市町村に支援を行っており、本業務は被災市が取り組む液状化対策への技術的・財政的支援を行うものである。

富山県では富山市、高岡市、射水市、氷見市、滑川市の5市が液状化被害を受けており、本業務は上

記事業に取り組む各市が抱える課題の相談・集約・共有及び国と被災市との繋ぎ役を担うものである。

県、国が支援する事業にはそれぞれ特徴があり、被災5市は自市の被災状況に応じ必要な支援を選択し実施している。県、国の支援の特徴は下記のとおりである。

県：宅地液状化等復旧支援事業

・地震により液状化被害を受けた宅地の復旧を支援することで、被災者の生活再建を後押しするもの

国：宅地液状化防止事業（防災・安全交付金）

・大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において、災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進するもの

宅地液状化等復旧支援事業

地震により液状化被害を受けた宅地の復旧を支援することで、被災者の生活再建を後押し

支援対象
液状化被害を受けた宅地の所有者等
(率半壊以上、液状化で相応の被害が認められる場合は一部損壊についても対象となる場合あり)

補助額等
・工事費上限：1,200万円(補助対象は工事費が550万円控除)
・補助率：2/3(県1/3、市町村1/3)
・補助上限：766.6万円 ※「安全・安心とやすの住まい創出等促進事業」(補助上限の万円)との併用可能。
(宅地等の復旧と住宅の耐震化との区分けが可能な場合)

対象経費
①復旧：被災宅地の原形復旧を基本とした工事(擁壁、地盤の復旧など)
②地盤改良：液状化の再度災害防止のための地盤改良工事
③地盤修繕：沈下又は地盤を修復する工事(ジャッキアップなど)

予算額 11億5,000万円(財源：一般財源(財政調整基金))
※特別交付金の措置見込(8割)



富山県支援事業
(富山県資料より抜粋)

宅地液状化防止事業(防災・安全交付金)

国土交通省

事業概要
主として地盤の固めを行い、大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において、災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

交付対象事業・地域
宅地の液状化を防止するための対策を実施する事業：国庫金1/4
① 国庫金1/4は、国土交通省が交付する。② 国庫金1/4は、国土交通省が交付する。③ 国庫金1/4は、国土交通省が交付する。

交付対象地域
① 国庫金1/4は、国土交通省が交付する。② 国庫金1/4は、国土交通省が交付する。③ 国庫金1/4は、国土交通省が交付する。

交付金事業費
国庫金1/4は、国土交通省が交付する。② 国庫金1/4は、国土交通省が交付する。③ 国庫金1/4は、国土交通省が交付する。

事業の特徴
災害に備え、被害を軽減するための対策を実施する。② 国庫金1/4は、国土交通省が交付する。③ 国庫金1/4は、国土交通省が交付する。



国支援事業
(国土交通省資料より抜粋)

被災5市における液状化被害は、地域が受けた地震動や地下水位の高さ、各宅地の地盤の地質によって被害状況は様々であり、“道路・下水道等公共施設と各宅地個別で対応した方が良いもの”と、“あるまとまった地域全体で、将来同規模の地震が発生した際に再液状化を生じさせないよう公共施設も含め面的対応した方が良いもの”とに分かれる。県支援事業が主に復旧を目的としているのに対し、国支援事業は復興を目的としている。

県支援事業は、被災市が土地所有者に直接補助をするため、比較的早く対応できるが、国支援事業は、再液状化防止のレベルや、工法によって費用と時間、また、住民負担が生じるものもあることから、被災市では住民の合意形成を必要としている。合意形成を図るにあたっては、明確な根拠が必要となることから、各市とも十分な調査を行うとともに、国の直轄支援も受けながら、慎重に事業を進めている。

令和6年度は各市ともに地質調査・液状化メカニズムの解明・対策レベルの設定・対策レベルに応じた工法の選定・概算費用算出を行い、住民説明に向けた準備を行っている。令和7年度以降は、住民の合意や意見を踏まえ、対策に向けた詳細調査・設計等を行う予定である。

私が着任した12月～1月は、各市地質調査は概ね完了し、土質試料分析・液状化判定を行った後、対策レベルの設定・工法の選定・概算費用算



滑川市の国直轄支援打合せ(R6.12.26)

液状化対策

出を行う段階であった。各市で対策レベルの設定に考え方による差が生じないように、各市の担当者との意見交換会を開催し状況報告や対策の方向性について対話を行った。また、国の直轄支援打合せへの参加、有識者による液状化検討委員会（※現状は氷見市のみ。富山県土木部次長もオブザーバーとして参画）に参加するなど情報収集を行い、各市の情報を他市へ状況を共有することにより、対策レベルに差が生じないように調整を行った。また、県支援事業についても、各市からの個別相談に対し、考え方等の助言を行った。



氷見市第2.2回液状化検討委員会（R7.1.8）

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

富山県が行っている「宅地液状化等復旧支援事業」は、被災市と県で1/3ずつ補助金を助成するものである。申請は被災市で受け付けるが、補助要件が「液状化に起因するもの」であるため、地震による被害か液状化による被害かを分ける必要があった。（住宅復旧のためのメニューは他に7つある）。申請者も写真等をつけて申請されるが、写真等では液状化しているかどうか判断できない事案もあり、その都度、被災市からの相談を受けていた。あまりにも厳しくしすぎると支援の柔軟性を失うし、被災して困っている方の生活再建にも影響を及ぼす。そこで、要項や過去の申請のQ&Aを参考に、申請書類の作り方についての助言や、市や申請者負担にならない資料の追加等で対応できるよう県職員との調整を行い、適切な被災者支援となるよう対応した。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

派遣期間が二か月間で年末年始の長期休暇も挟んでおり、短い期間だったが、県の職員の方も気さくな方ばかりで、非常に温かく接していただいた。私が着任してから、ほとんどが雨が雪だったが、ごく稀に雲の切れ間で晴れることがあり、そのような時には執務室の窓から外を見るよう声をかけていただいた。立山連峰の雄大な景色がとても美しく、とても感動した。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

有識者による検討委員会や各市で実施した地質調査結果と液状化対策の説明、国との会話の機会が多くあったことから、液状化のメカニズム・その対策について技術的な知見を拡げることができた。今回、被災5市が実施した地質調査結果、それを踏まえた対策への与条件の設定などを横並びに見ることができたことは、技術力の向上に繋がった。このような経験を、都のまちづくりに生かしていければと思う。



富山県防災危機管理センターより立山連峰を望む（秦撮影）

最後に

富山県職員の方々から、たくさんの名所や食べ物を教えていただいた。私も、今年は富山県の被災市にふるさと納税を行うとともに、休日は富山県内を周り富山県の魅力を体験してきた。最後にいくつか写真で紹介させていただき、業務報告とさせていただきます。



まるで絵画のような立山連峰（秦撮影）



世界遺産相倉集落（南砺市）



如意の渡し（高岡市）



立山博物館（立山町）



富山ブラックラーメン（富山市）



たら汁街道のたら汁（朝日町）



はたらくかミュージアム（滑川市）



氷見の寒ブリ（氷見市）



もつ煮込みうどん（富山市）